

分類番号	青営1-9-2
制定日	平成14年10月2日
改正日	平成15年9月30日
改正日	平成22年9月6日
改正日	平成26年1月22日
改正日	平成28年9月13日
改正日	令和元年10月1日

## 車両広告規則

青い森鉄道株式会社

# 車 両 広 告 規 則

## 目 次

第1条（目的）	1
第2条（適用範囲）	1
第3条（承認の基準）	1
第4条（広告の種類および規格）	1
第5条（広告の掲出期間）	1
第6条（広告の申込み）	2
第7条（承認）	2
第8条（承認期間の明示）	2
第9条（継続承認）	2
第10条（広告の手続き）	2
第11条（費用等の負担）	2
第12条（広告の掲出および撤去）	2
第13条（汚損の責任）	2
第14条（任意撤去）	2
第15条（広告料金）	2
第16条（広告料金の払戻し）	3
第17条（広告料金の払戻し額）	3
第18条（広告料金の非徴収）	3
第19条（広告料金の端数処理）	3
第20条（日割計算）	3
第21条 削 除	3
第22条（広告承認等台帳）	3
第23条（規則外の取扱）	3
附 則	4

（別表：第15条関係）

（様式第1号：第6条関係）

（様式第2号：第7条関係）

（様式第3号：第22条関係）

（様式第4号： 削 除 ）

(目的)

第1条 この規則は、青い森鉄道株式会社（以下「会社」という。）が、車両広告（以下、「広告」という。）を取扱うにあたり広告媒体として会社の車両を公正かつ適正に運用することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 広告の取扱いについてはすべてこの規則の定めるところによる。

(承認の基準)

第3条 広告が次の各号の1に該当するか、またはそのおそれがある場合は、広告の掲出の承認をしない場合がある。

- (1) 会社の業務上支障がある場合
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- (3) 風致または美観を損ねるもの
- (4) 旅客公衆に不快の念を与えるもの
- (5) 危険のおそれのあるもの
- (6) その他会社において不当と認めたもの

(広告の種類および規格)

第4条 広告の種類は次の2種類とする。

(1) 旅客車内広告

ア 旅客車内中吊ポスター広告

B列3番 縦36.4cm 横51.5cm

B列3番2枠(ワイド) 縦36.4cm 横103cm

イ 旅客車内額面ポスター広告

B列3番 縦36.4cm 横51.5cm

ウ 旅客車内窓上ポスター広告

B列3番 縦36.4cm 横51.5cm

エ 旅客車内ステッカー広告

縦16.5cm以内 横20cm以内

オ 旅客車内吊革広告

縦15.0cm以内 横3.0cm以内

(2) 特殊広告

ア 車体広告

縦75.0cm以内 横300.0cm以内

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は次のとおりとする。

(1) 旅客車内広告

ア 旅客車内中吊ポスター広告 1期15日間

イ 旅客車内額面ポスター広告 1期1箇月間

ウ 旅客車内窓上ポスター広告 1期1箇月間

エ 旅客車内ステッカー広告 1期1箇月間

オ 旅客車内吊革広告 1期1箇月間

(2) 特殊広告

ア 車体広告 1期1年間

2 1期以上掲出する広告で、掲出期間に1期に満たない期間がある場合は、その期間を1期とみなす。また、旅客車内広告において、掲出期間が1期に満たない場合は1期とみなす。

ただし、会社において特に認めた場合には、これによらないことができる。

3 旅客車内額面ポスター広告と旅客車内窓上ポスター広告、旅客車内ステッカー広告、旅客車内吊革広告において、掲出開始日を月の途中に設定した場合、1箇月を30日として計算する。

(広告の申込)

第6条 広告の掲出の申込みをしようとする者は、車両広告申込書(様式第1号)および広告見本、その他関係書類を添えて会社に提出するものとする。

(承認)

第7条 会社は、広告の掲出に支障がないと認めた場合は、申込者に対し広告承認書(様式第2号)を交付して承認するものとする。

(承認期間の明示)

第8条 会社は、掲出すべき広告を承認したときは、その広告がポスター広告である場合、必要により広告内容の支障しない箇所に次の例により、掲出期間を表示するものとする。

掲 出 許 可	( 掲 出 箇 所 )
	年 月 日から
	年 月 日まで
	青い森鉄道株式会社

(継続承認)

第9条 旅客車内広告および特殊広告を同一箇所に引続き掲出する必要がある場合は、その広告の掲出満了期間の7日前までに申込み、その承認を受けるものとする。ただし、掲出場所に空きがあり支障がない場合はその限りではない。

(広告の手続き)

第10条 広告の取締りに関する法令によってなすべき手続きについては、広告依頼主においておこなうものとする。

(費用等の負担)

第11条 広告の作成および掲出、撤去等に要する費用または掲出中の広告にかかわる事故が発生した場合の損害等はすべて広告依頼主の負担とする。

(広告の掲出及び撤去)

第12条 広告の掲出および撤去は、会社または会社から作業を依頼された者がおこなう。

(汚損の責任)

第13条 掲出中の広告物が汚損または消滅したときは、広告主に対し取替または修理を請求することができる。

(任意撤去)

第14条 次の各号に該当するときは会社において任意に広告を撤去廃棄する。ただし、特殊広告等で撤去費用のかかる場合は、広告依頼主の負担とする。

- (1) 広告の承認を取消したとき。
- (2) 第13条の規定によって広告物の取替えまたは修理をしないとき。
- (3) 法令によって広告物掲出の禁止または除去を命ぜられたとき。

(広告料金)

第15条 広告料金は別表に定めるとおりとする。ただし、会社において特に認めた場合はこれによらないことができる。

**(広告料金の払戻し)**

**第16条** 次の各号に該当するときは広告料金を払戻しする。

- (1) 会社の都合により掲出の承認を取消し、または掲出中の広告物の一時撤去する必要がある生じたとき
- (2) 天災地変のため掲載中の広告物が掲出できなくなったとき
- (3) その他払戻しの必要があるとき

**(広告料金の払戻し額)**

**第17条** 前条による場合の払戻し額は次のとおりとする。

- (1) 広告掲出前のときは、全額
- (2) 広告掲出後のときは、既掲出期間に対する日割り計算をしたのち、全期間の広告料金から差引いた額

**(広告料金の非徴収)**

**第18条** 会社は、次の各号に該当する広告については広告料金を徴収しないことがある。

- (1) (一社)日本民営鉄道協会をはじめとする各地方鉄道協会より掲出依頼を受けたもの
- (2) 会社の業務上必要なもの
- (3) その他特に承認したもの

**(広告料金の端数処理)**

**第19条** 広告料金の計算過程において、1円未満の端数を生じたときは、1円単位に切上げる。

**(日割計算)**

**第20条** 都合により広告料金の日割計算を行うときは、1箇月30日として計算する。

**第21条 削 除**

**(広告承認等台帳)**

**第22条** 会社は、次に掲げる事項を記載した承認台帳(様式第3号)を備えるものとする。

- (1) 承認年月日
- (2) 承認をした者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 承認した広告の場所及び枚数
- (4) 承認の期間
- (5) その他必要な事項

2 承認台帳の作成は、第7条に規定する広告承認書の写しの保管により代えることができる。

**(規則外の取扱)**

**第23条** この規則に定めのない事項については、営業部長が別途定める。

**附 則**

この規則は、平成14年10月2日から施行する。

**附 則**（平成15年9月30日改正）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

**附 則**（平成22年9月6日改正）

この規則は、平成22年12月4日から施行する。

**附 則**（平成26年1月22日改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年9月13日改正）

この規則は、平成28年9月13日から施行する。

**附 則**（令和元年10月1日改正）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(別表：第15条関係)

## 車両広告の掲出期間および料金表

(消費税を含まない。)

広告種類		規格		期間 (1期)	料金 (22両分)	参考料金 (1枚)
旅客車内広告	中吊り ポスター広告	B列3番	縦36.4cm 横51.5cm	15日間	11,000円	500円
		B列3番 ワイド	縦36.4cm 横103cm	15日間	22,000円	1,000円
	額面 ポスター広告	B列3番	縦36.4cm 横51.5cm	1箇月間	12,100円	550円
	窓上 ポスター広告	B列3番	縦36.4cm 横51.5cm	1箇月間	8,800円	400円
	吊り革広告	縦15.0cm以内 横3.0cm以内		1箇月間	25,300円	1,150円
	ステッカー広告	縦16.5cm以内 横20.0cm以内		1箇月間	5,500円	250円

広告種類		参考規格	期間	料金 (1㎡あたり)
特殊広告	車体広告	縦75cm 横300cm	1期1年間	50,400円

※上記広告料金に加え、製作料金として、材料費、施工費、データ加工料等の実費が別途必要。

1. 車両広告は原則全22両分で受け付けるが、都合により同一車両に複数枚掲示とすることがある。
2. 旅客車内広告の持込枚数に加え、最低2枚の予備広告を用意する。
3. この表に定めのない事項については、営業部長が別に定める。

(様式第1号：第6条関係)

## 車 両 広 告 申 込 書

年 月 日

青い森鉄道株式会社

代表取締役社長

殿

住 所

氏 名

(法人にあたっては、名称及び代表者の氏名)

電 話

印

貴社車両広告規則により、下記のとおり広告の掲出をしたいので、広告見本を添えて申し込みます。承認のうえは、貴社規則及び指示事項は厳守いたします。

### 記

#### 1 広告内容

#### 2 広告種類 ( 中吊 額面 窓上 ステッカー 吊革 車体 )

※該当部分に○を付けてください。なお、ポスター広告の規格はB列3番です。

#### 3 広告枚数 (車体においては面数および面積)

4 掲出期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

#### 5 中吊広告時の配置 ( 片面 両面 ワイド )

※該当部分に○を付けてください。



(様式第2号：第7条関係)

## 広 告 承 認 書

承認番号

年 月 日

殿

青い森鉄道株式会社  
代表取締役社長

年 月 日付で貴殿から申し込みがあった広告については下記のとおり承認します。

### 記

1 広告内容

2 広告種類

3 広告料金  
(税込)

4 広告枚数

枚

(上記枚数のほか、予備を2枚以上御用意ください。)

5 掲出期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

6 種別 (1) 新規 (2) 継続

(様式第 3 号 : 第 2 2 条関係)

作成年月日		番号	
-------	--	----	--

広告主	
代表者名	
担当者名	
住所	
電話	
Fax	
広告内容	

承認年月日	
期間	から まで
規格	
広告料金	円

請求書番号	
請求書送付先	
請求年月日	
納入期限	

記事	
----	--

取扱者

(様式第 4 号 : 削 除)